

2009年7月7日

輸入者セキュリティファイリング“10+2ルール” FAQ (翻訳版)

本FAQは、米国国土安全保障省 税関国境取締局(米国CBP)の作成したFAQ(2009年1月23日版)を日本機械輸出組合が仮訳したものです。

情報の誤り等によって生じた損害、障害について、日本機械輸出組合は一切責任を負うものではありませんので、予めご了承下さい。

本資料のお問合せ先
日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ
電話: 03 3431 9800

輸入者セキュリティ・ファイリング「10+2 ルール規則」

よくある質問と回答(FAQ)

最終更新日－ 2009 年 1 月 23 日

(日本機械輸出組合 仮訳) Ver.1

2008 年 11 月 25 日、アメリカ合衆国税関・国境警備局(CBP)は連邦官報(73FR71730)で「輸入者セキュリティ・ファイリングおよびキャリア(船社)に課せられる追加的要件」と題した暫定最終規則を発表しました。この暫定最終規則は、米国内の港に船舶が到着する前に、船積み貨物に関する追加情報の提出を輸入者と船社の両者に対して求めるものです。米国 CBP にはこの暫定最終規則に関する数多くの質問が寄せられました。輸入者セキュリティ・ファイリングおよびキャリア(船社)に対する追加要件の規則について、CBP が意図する内容を業界の皆様にご理解いただけるように、よくある質問と回答(FAQ)を本書にまとめました。CBP は必要に応じて引き続き本書を改正し、内容の明確化を図ります。本書の FAQ に記載されていない内容についてのご質問は、下記アドレスにお寄せください。

Security_Filing_General@cbp.dhs.gov

尚、FAQ の回答はあくまで情報提供を目的としており、拘束力はありませんのでご了承ください。今後予想される活動の特殊な事情、状況に関するご質問は、CBP 規制 Part 177 の下に要請を規定する際の対象になる場合があります。

目次

重要な問題の大部分はテーマ別にアルファベット順に記載されています。各見出しのリンクをクリックして本書をご活用ください。キーボードの<ctrl>と<home>を押せばトップページに戻ります。

[ABI](#)(Automated Broker Interface: 自動通関申告システム)

[ACE](#)(Automated Commercial Environment)

[AGENTS](#)(申告代理人)

[AMENDMENTS](#)(更新)

- A. [General](#)(全般)
- B. [Withdrawals](#)(取り下げ)

[AMS](#)(自動マニフェスト・システム)

[BILLS OF LADING](#)(船荷証券)

[BONDS](#)(ボンド)

- A. [General](#)(全般)
- B. [Continuous Bonds](#)(通年年間ボンド)
- C. [Exemptions](#)(免除)

[BULK and BREAK BULK](#)(バルク貨物およびブレイク・バルク貨物)

[CARNETS](#)(カルネ)

[CLIENT REPRESENTATIVES](#)(CBP)(クライアント担当官)

[CODED TRANSACTIONS](#)(コード化した取引)

- A. [Regular Shipments](#)(定期貨物)
- B. [Informal Shipments](#)(Personal Effects & Household Goods)(非公式貨物)
- C. [To Order Shipments](#)(指図式(To order)貨物)

[CONFIDENTIALTY](#)(機密保持)

[CONTACT INFORMATION \(CBP\)](#)(窓口案内)

[CONTAINER STATUS MESSAGES](#)(CSMs)

(コンテナ状況通知(CSM:コンテナ・ステータス・メッセージ))

[CRUISE VESSELS](#) and ISF(巡航船とISF 申告)

[DATA ELEMENTS](#)(General and Specific Questions)(データ項目(一般))

[ISF-10 ELEMENTS](#)(ISF-10 項目)

- A. [Importer of Record Number](#)(輸入者記録番号)
- B. [Consignee Number](#)(荷受人番号)

- C. [Ship To Party](#) (配送先)
- D. [Manufacturer \(Supplier\) Name/Address](#)
(製造者(サプライヤー)の名称/住所)
- E. [Country of Origin](#) (原産国)
- F. [Commodity HTS-6](#) (6桁の品目HTS番号)
 - [Parts](#) (部品)
- G. [Container Stuffing Location](#) (コンテナ詰め場所)
 - [Timing Flexibility](#) (タイミングの重要性)
- H. [Consolidator \(Stuffer\) Name/Address](#) (コンソリデータ(スタッパー)の名前/住所)
 - [Timing Flexibility](#) (タイミングの重要性)

[ISF-5 ELEMENTS](#) (ISF-5 項目)

- I. [Foreign Port of Unlading](#) (外国の積み下ろし港)

[ENFORCEMENT MEASURES](#) (強制措置)

- A. [Do Not Load \(DNL\) Messages](#) (船積み不許可(DNL)メッセージ)
- B. [Liquidated Damages](#) (損害賠償額)

[EXEMPTIONS](#) (免除)

- A. [24 Hour Manifest Rule Exemptions](#) (“Exempt” Break Bulk)
(24時間マニフェスト・ルールの免除(ブレイク・バルクの「免除」))
- B. [General ISF Requirements](#) (ISF 一般要件)

[FLEXIBLE ENFORCEMENT PERIOD](#) (フレキシブルな運用期間)

[FTZ SHIPMENTS](#) (FTZ 輸送)

[IDENTIFICATION NUMBERS](#) (ID 番号)

- A. [General](#) (全般)
- B. [DUNS](#) (ダuns番号)

[IMPLEMENTATION ISSUES](#) (実施に関する問題)

- A. [Effective Date](#) (発効日)

[INFORMAL SHIPMENTS](#) (非公式な貨物)

- A. [General](#) (全般)
- B. [Military Shipments](#) (米軍日用品の船積み)
- C. [U.S. Goods Returned](#) (返品される米国貨物)

[INSTRUMENTS OF INTERNATIONAL TRADE](#) (国際貿易手段)

[ISF FILINGS](#) (ISF 申告)

- A. [General](#) (全般)
- B. [Self Filer](#) (自己申告者)
- C. [Timing Requirements](#) (適時性の要件)
- D. [ISF-5 Filings](#) (ISF-5 (追加 5 項目) 申告)
- E. [ISF Territories of Coverage](#) (Geographic)
(ISF 申告の対象となる地理上の地域)
- F. [ISF Areas of Coverage](#) (Mode of Transport)
(ISF 申告の対象地域 (輸送モード))

[ISF IMPORTER](#) (ISF 輸入者)

- A. [General](#) (全般)
- B. [Transit Cargo](#) (FROB, IE, TE) (積替貨物 (FROB、IE、TE))

[MESSAGING](#) (通知メッセージ)

- A. [General](#) (全般)
- B. [Accepted](#) (受理)
- C. [Unique Identification Number](#) (固有の ID 番号)
- D. [Accepted With Warning](#) (警告付き受理)
- E. [Rejected](#) (拒否)
- F. [Status Advisory](#) (ステータス・アドバイス・メッセージ)
- G. [Duplicate ISF Filings](#) (二重申告)
- H. [ISF-5 Messaging](#) (ISF-5 メッセージ)

[MID NUMBERS](#) (製造者 ID 番号)

[OUTREACH EFFORTS](#) (アウトリーチ活動 (啓蒙活動))

[POSTAL CODES](#) (郵便番号)

[POWERS OF ATTORNEY](#) (委任状)

[RECORD KEEPING REQUIREMENTS](#) (記録保持の要件)

[REJECTED ISF FILINGS](#) (ISF の申告拒否)

[RETURNED OR REFUSED SHIPMENTS](#) (including US goods returned)

(返送または受取拒否された貨物)

[SELF-FILING](#) (自己申告者)

[STRUCTURED REVIEW PERIOD](#) (段階的なレビュー期間)

[TRANSMISSION METHODS](#) (送信手段)

[UNIFIED ISF-10 and ENTRY FILINGS](#) (ISF-10 と通関申告の一本化 (統一申告))

[UNIQUE IDENTIFICATION NUMBER](#) (固有の ID 番号)

[VESSEL STOW PLANS](#) (本船積載計画書)

- A. [Responsibility to File](#) (申告義務)
- B. [Exemptions](#) (免除)
- C. [E-mail address](#) (電子メールアドレス)
- D. [Formats](#) (書式)
- E. [Amendments](#) (修正)

ABI(Automated Broker Interface: 自動通関システム)

1. 通関業者は、輸入者セキュリティ・ファイリング(ISF)「10+2 ルール」の申告に、ABI(自動通関システム)を利用することができますか。

はい、通関業者は ABI システムを利用できます。

2. ABI システムの登録方法を教えてください。

AMS(自動マニフェスト・システム)または ABI(自動通関システム)を利用して ISF 申告者になることを希望する事業者は、[703-650-3500](tel:703-650-3500)に電話をすればクライアント担当官(Client Representative)が割り当てられます。

ACE(Automated Commercial Environment)

1. CBP は、輸入者がACE上で ISF(10+2 ルール)の申告が行えるポータルサイトを開設する予定はありますか。

CBP は、ACE の開発にあたり ISF 機能の追加について引き続き検討する予定です。

2. 通関業者(CHB)は、ISF 実績レポートについて「I Track」¹または「ACE Portal」から照会することができますか。また、アカウントマネージャーはこの情報を利用することができますか(段階的なレビュー期間も参照してください)。

現時点では米国 CBP は ACE システム経由でレポートカードを提供できませんが、ISF 申告者に提供するレポートシステムを開発中です。アカウントマネージャーはこのレポートカードを利用できるようになります。

AGENTS(代理人)

1. 通関業者を代理人とする場合、その年度は全ての ISF 申告について当該通関業者を通さなければなりませんか。

いいえ。ISF は個々の案件別に申告します。ISF 輸入者は自ら申告しても、申告する案件別に代理人に

¹ 正しくは「ITRAC」(Importer Trade Activity の略)で、米国の輸入者、申告者等向けに個別の輸入通関データを CD-ROM で提供する有料サービス。(日本機械輸出組合脚注)

委託しても構いません。1年を通じて ISF 輸入者がどれだけの代理人に委託するかについても制限がありません。

2. 申告する案件別に代理人を変えることはできますか。代理人は申告手続きに AMS と ABI の両システムを利用できますか。また、どちらのシステムを使うかで申告に何らかの影響がありますか。

ISF 輸入者は申告する案件ごとに代理人を指定することができます。また、代理人はその申告手続きを AMS でも ABI システムでも行うことができます。ただし、ISF 輸入者は、(ISF 申告と)輸入通関申告を一括して統一申告を行う場合には、ABI システムの利用が必須で、また輸入者が自分で申告するか、あるいは米国の免許通関業者を通じて代理申告しなければなりません。

3. 輸入者が複数の通関業者を利用する場合、輸入者は 1 件の船積みに対して ISF 申告と輸入通関手続きをそれぞれ別の通関業者に委託することができますか。

はい。ISF 統一申告を利用する場合を除き、複数の業者を利用することができます。

4. 2009 年 4 月か 5 月までに自社システムを準備できなければ、ISF 申告を第三者に依頼しなければなりませんか。

段階的なレビュー期間およびフレキシブルな運用期間中、貿易関係者がこの新しいルールに対応し必要な業務プロセスを整備して、完全に適用できるよう CBP は十分な時間を設けるとともに、また輸入者が本ルールに対応するにあたって直面する問題を踏まえた上で、輸入者が現時点でできる範囲で誠実に、導入に向けて努力し、相応の進捗が見られる限り、本規則の完全施行を控えます。CBP は、執行猶予期間中に申告者が導入に向けてどのように進捗してきたかを考慮して、本規則の完全施行後の執行を緩めます。

5. ISF 申告者の所在地は米国である必要はありますか。

いいえ、申告者の所在地が米国である必要はありません。

6. 「申告代理人」は免許通関業者でなければいけませんか。国際貨物フォワーダーでもかまいませんか。

「統一申告」を除き、申告代理人が通関業者である必要はありません。国際貨物フォワーダーも申告代理人に指定することができます。

7. サービスセンターの通知 - 24 時間ルールでは、サービスセンターを指定されたことを CBP に通知する以下の特定の詳細情報があります。

申告項目 - 会社名、SCAC コード、CBP の割当て番号、ボンド番号、発効日、米国の荷揚げ港

- a. ISF 10+2 を申告する際のサービスセンター指定のプロセスを教えてください。

ISF 申告にあたっての指定プロセスはありません。

- b. SCAC コードがない場合があります。CBP が割当てた番号はありますか。ない場合にはサービスセンター指定文書にはどの ID 番号を使用するのですか。

申告者には申告者 ID コードが必要です。AMS で申告する場合は SCAC コード、また ABI 経由で申告する場合は ABI 申告者コードになります。

- c. 割り当てられた ISF 代理人を通じてサービスセンターの指定があった場合、各顧客にその旨を別途通知する必要がありますか。

ISF 申告を送信する事業者を指定するための手続きはありません。

AMENDMENTS(更新)

A. General(全般)

1. いつまで ISF 申告を更新することができますか。

貨物が米国港の領域に入る前に、ISF 申告内容に変更が生じた場合、またはより正確な情報提供が可能になった場合には、ISF の申告データを更新しなければなりません。米国に荷揚げ予定の貨物については、当該貨物が荷揚げ港に入る前に ISF 申告を更新する必要があります。

2. 米国の荷揚げ港に到着してからの ISF 申告更新は認められますか、必要ですか。

通常、ISF 申告データ更新に係る要件の適用は船舶が米国の荷揚げ港に到着する時までです。ただし、CBP はこの時点以降でも更新を禁止することはありません。

3. ISF 代理人を解雇したが、なお ISF データを更新しなければならないときはどうすればよいですか。

ISF 輸入者は、初回で代理人が提出した申告データを更新しなければならない場合は、CBP クライアント担当官に連絡して、初回の申告を取り消さなければなりません。CBP クライアント担当官に初回の ISF 申告データが取り消されると、あらためて ISF 申告データを送信することができます。

4. 輸入者が CBP システム内の ISF 申告データにアクセスできない場合、ISF 申告の更新はどのようにして

行うことができますか。

ISF 申告データに関して、ABI または AMS システムにはクエリー機能はありません。また ISF 申告データを更新するために CBP システムの ISF 項目にアクセスする必要はありません。

B. Withdrawals(取り下げ):

1. ISF 申告後、船積みが行われなかった場合はどうなりますか。

ISF 申告データを削除して取り下げてください。

2. 通関手続きでの ISF 申告データの更新はできますか。

いいえ、できません。

AMS(自動マニフェスト・システム)

1. AMS への登録はどのようにして行いますか。

AMS または ABI を通じて ISF 申告を希望する事業者は、[703-650-3500](tel:703-650-3500) にお電話をいただければ Client Representative (クライアント担当官) がアサインされます。ISA (Interconnection Security Agreement – 相互接続セキュリティ同意書) を締結しなければなりません。

BILLS OF LADING(船荷証券)

1. ISF 申告を行う際に B/L 番号は必要ですか。

はい、B/L 番号は必要です。

2. ISF 申告を送信するとき、B/L 番号を入手できない場合はどうしたらよいですか。ほとんどの場合、B/L 番号は出港するまで発行されません。

ISF 輸入者は B/L 番号を入手する必要があります。B/L 番号はセキュリティ・ファイリングの必須条件です。B/L 番号がないと、ISF は通関の積荷目録(マニフェスト)と照合することができません。

3. NVOCC (利用運送事業者) が AMS を使えない場合、ISF 申告にはハウス B/L ではなくマスター B/L を申告するべきですか。

ISF 申告には、最小レベルの B/L(ハウス B/L)を AMS システムに送信する必要があります。

BONDS(ボンド)

A. General(全般) :

1. ISF 単独のボンドを含め、ボンドはいつから要求されますか。2009 年 1 月 26 日ですか、2010 年 1 月 26 日ですか。猶予期間の間は、最初にボンドを差し入れずに ISF 申告を行うことはできますか。

段階的なレビューに加えフレキシブルな運用期間を持たせているので、ボンドは 2010 年 1 月 26 日まで要求されることはありません。したがって、この期間はボンドを差し入れずに申告することができます。ただし、CBP では 2009 年 1 月 26 日から施行開始する申告の中でボンドに関する情報を受理することはできません。(Implementation Issues も参照してください)。

2. 代理人にボンドの義務付けを認める場合、代理人は ISF 申告に関連して全責任を負う ISF 輸入者とみなされますか。

代理人が他の事業者の代わりに ISF 申告を送信しそのボンドを支払う場合、当該申告に関する義務の不履行が生じると、その代理人はそのボンドを賠償金に充てることに同意したことになります。ただし、ISF 輸入者はその申告に不備がなく正確かつタイムリーに行われるよう、最終的な責任を負うことになります。

3. ISF 申告にはたんどく取引ボンドを利用することができますか。通関業者にも輸入者にも継続ボンドがない場合、ISF のボンドをどのように申告しますか。CBP は単独取引ボンドの利用を認めますか。認める場合、実際の手続きはどのように行われますか。ISF 申告を目的とした、ペーパーレスの単独取引ボンドはありますか。

単独取引ボンドの利用はケースバイケースで認められることがあります。CBP は、ISF 申告の単独取引ボンド利用のプロセスについて業界団体と現在協議中です。

4. 輸入者は ISF 輸入者になるために ISF 申告単独用のボンドを取得する必要がありますか。

輸入者は ISF 輸入者になるために ISF 単独用のボンドを取得する必要はありません。

5. CBP はどのような状況のときにアクティビティ・コード 1、2、3、4 の継続ボンドや単独取引ボンドの代わりに、新たな ISF 単独の継続ボンドを要求したり受理するのですか。

事業者がアクティビティ・コード1、2、3 または 4 のボンドがあれば、ボンド要件に関してはそれ以上の要件

はありません。ISF 情報の送信条件についてボンド要件を満たしていることとなります。CF-301 のボンドに上記いずれかのアクティビティ・コードのボンドとするか、ISF 単独のボンドとするかの取得判断は、ボンドの本人と保証人の間でなされます。CBP はどちらでも受け付けます。

6. ISF 単独取引ボンドについて責任範囲はどのように決定されますか。

CBP は貿易関係者と協議を行った上でガイダンスを発表します。

7. 通関用の単独取引ボンドを使うにあたって CBP へ文書提出をしなければなりません。ISF 単独取引ボンドをどのように ISF 電子申告と照合するのですか。

単独取引ボンドの利用はケースバイケースで認められる場合があります。ISF 申告に関する単独取引ボンドの手続きについて、現在 CBP は貿易関係者と協議中です。

8. CBP は ISF 申告と輸入通関と別々のボンドの提出を認めますか。また、これは単独取引、継続ボンドでも同様ですか。

はい、ISF 輸入者と輸入通関記録上の輸入者が異なる場合は認められます。また、継続ボンドと単独取引ボンドでも同じです。ただし、ISF 輸入者と輸入通関記録上の輸入者が同一で、ISF 申告と通関手続きが同時送信で CBP に送信される場合は(「統一申告オプション」)、当該当事者は、ISF 申告と通関手続きに同一のボンドを提出する必要があります。

9. 輸入通関と ISF 申告を統一して送信する場合、輸入通関で義務付けられている輸入者ボンドは、輸入通関と ISF 申告の両方をカバーするのですか。これは継続ボンドと単独取引ボンドのいずれも同じですか。この場合、責任範囲は現行と同様ですか。

はい、両方をカバーするもので、継続ボンドと単独取引ボンド何れも同じです。責任範囲はこのルールによって変わることはありません。

10. 貨物の価格がわからない場合 ISF ボンド要件はどのように決定されるのですか。

予定損害賠償金額は貨物の価格を基準にはしていません。プロポーザドルールから暫定ファイナルルール(暫定最終規則)になった段階で見直しとなりました。

11. 所持品持ち込みその他カルネ手帳などの貨物に対して ISF 申告させる場合、1件 5 千ドルの単独取引ボンドを CBP は受理しますか。

単独取引ボンドの利用はケースバイケースで認められる可能性があります。ISF 申告の単独取引ボンドの

手続きについては現在、CBP は貿易関係者と協議中です。

12. 暫定最終規則では、「CBP は、他の法規で定める罰則に加え、損害賠償金の賦課を通じて輸入者セキュリティ・ファイリング、本船積載計画書およびコンテナ・ステータス・メッセージを要求する」ことが記載されています。これに関して CBP が検討している罰則タイプの例を教えてください（71760 ページ 3 列目 3 番目のパラグラフを参照）。

違反の種類や状況に応じて、CBP が適用する罰則規則には合衆国法律集「19 U.S.C. 1595a(b)または 1436」があります。罰則評価と軽減のガイドラインは現在策定中です。

13. ボンドを所有しない輸入者ために自らのボンドを使うに当たって、代理人はどのように書面上で合意を図ればよいのですか。またなぜこの合意書が必要なのですか。このような「合意書」の基本的ドラフトはありますか。この合意書は、ISF 申告の案件ごと、包括、またはいずれか申告者の自由選択のいずれで受理されるのですか(71745 ページ 3 列目上 を参照)。

合意書は、委任状またはこれと同等の文書になります。ボンドを適用するには権限を明確にすることが必要です。CBP はこの合意書の作成方法について介入しません。

14. 暫定最終規則では、ISF 申告者または輸入者はすべて、新条件(part 149)の順守に同意するベーシック輸入ボンドを取得する必要があります。ISF 申告者または輸入者の多くが既存のボンドを所有している中、現行のボンドにこの文言が含まれていない場合、CBP はこの規則をどのように実施するつもりですか。ISF 申告者または輸入者がこの変更を反映するためにボンド付帯条項(付随契約)を用意する必要があるものと CBP はいっているのですか。この新しいボンド要件の順守を CBP はどのようにしてモニターするのですか。

現行のアクティビティ 1、2、3、4 のボンドにはすべてこの文言が含まれています。付帯条項(付随契約)は不要です。

15. タイプ 1、2、3、4(19 C.F.R. § 113.62, 113.63, 113.64, & 113.73)のボンド規定の追加規定では、ISF 申告要件に不履行があった場合、違反 1 回当たり 5 千ドルの損害賠償金を請求すると規定しています。ただし、ISF 単独・継続・ボンドは、「法律または CBP が定める規則」が規定する金額を支払うものと定めています。この規定が他の規定と異なるのはなぜですか。ISF 継続ボンドに対する要求を主張する場合、CBP が引用するのはどの法律 / 規定ですか。

賠償額を決定する法規則が変わっても、ボンド条項を修正する必要がないため、規定が異なります。アクティビティ・コード 1、2、3、4 のボンドに関する損害賠償金の規定が適用されます。暫定最終規則の 71781 ページを参照してください。

16. ISFを2回申告し、1件は正しく行われたのに、もう1件は正しく行われなかったとすると、損害賠償金をどう課されることになりますか。

正しく行われなかった申告については違反となります。損害賠償金が課されるかどうかは、裁量の余地があります。

17. ボンドは輸入通関に必要ですか。それともセキュリティ・ファイリングのボンドおよび輸入通関のボンドを2つ取得する必要がありますか。

ISF 輸入者と輸入通関の記録輸入者が同一の場合、同一のボンドで ISF 申告と輸入通関が使用できます。

18. 急激に相当量の累積債務が発生する可能性がある場合、CBPでは ISF 申告が正しく行われるよう通関業者がボンドの発行禁止や制限したりしますか。

現在、そのような禁止事項または制限を課す予定はありません。

19. この新しいボンドに関する最終草案はいつ提供されますか。

この新しい 'Appendix D' ボンドの最終バージョンは、2008 年 11 月 25 日の連邦政府の官報に掲載されています。71781 ページを参照してください。

20. これらの「新たな」独立したボンドは、単独のエントリー・ボンド輸入者へまず適用することを考えていますか（おそらく適用されると推測しています）。また、セキュリティ・ファイリング・ボンドとしては不十分とされる継続ボンドですが、このボンド保有者にも必要ですか。（厳密に言えば継続ボンド保有者は、継続・アクティビティ・コード 1、2、3、4 ボンドの増額を単に追加すべきですか。）

新しい Appendix D ボンドは継続ボンドです。したがって本来、単独取引には適用することができません。ボンドの責任範囲はこのルールでは変わっていません。

21. 輸入者がボンドを取得していない場合、申告者は自社ボンドを使用しなければなりませんか。

はい、申告者もボンドを使用することができます（19 CFR 149.5 (b)を参照）。

22. ISF ルールの中で規則の変更に対応するため輸入者ボンドの付帯条項が必要になりますか。

いいえ、その必要はありません。本ルールは、ISF 申告要件を満たす義務を含めるために、アクティビティ・コ

ード 1(ベーシック輸入)、2(保管／管理)、3(国際キャリア)、4(外国貿易地域オペレーター)のボンドに関する諸条件を改正しています。これらのボンドについての付帯条項は必要ありません。

23. ボンドが適切に申告されていることを CBP に通知する手順がありますか。

単独取引ボンドはケースバイケースで適用が認められる場合があります。ISF 申告の単独取引ボンドの手続きについて CBP は現在貿易関係者と協議中です。

B. Continuous Bonds(継続ボンド) :

1. ISF 申告の際、現行の継続ボンドで十分ですか。

はい、有効なアクティビティ 1、2、3 または 4 の継続ボンドを保有していれば問題ありません。

2. 管理ボンド(Type 2)は ISF 要件すべてに使用できますか。

はい、使用できます。

3. FTZ(外国貿易地域)に入港しない貨物の ISF 申告に FTZ ボンドを使用できますか。

はい、できます。

C. Exemptions(免除) :

1. 現在、略式通関を利用しておりボンドを使う必要がありません。ISF 申告に関して、CBP はボンド要件に免除規定を設けていますか。

暫定最終規則ではボンド要件の免除規定を設けていません。

([Coded transactions「コード化された取引」](#)を参照してください)

BULK and BREAK BULK(バルク貨物およびブレイク・バルク貨物)

([Exemptions「免除」](#)を参照)

1. 現行の規則では、バルク貨物および特定のブレイクバルク貨物(木材、鋼材など)については、24 時間ルールが免除されています。これらの品目は新ルールの下でも免除の対象となりますか。

バルク貨物は ISF 申告要件の対象から外されます。24 時間ルールのタイミングの要件を免除されたブレイク・バルク貨物については、ISF 申告のタイミングの要件が免除されます。24 時間ルールのタイミングの要件を免除されたブレイク・バルク貨物の ISF 申告の場合、到着 24 時間前に申告しなければなりません。また、バルク貨物やブレイク・バルク貨物については、本船積載計画(vessel stow plan)および CSM (コンテナ・ステータス・メッセージ)は必要ありません。

2. この規定はバルク貨物(石油など)には適用されないようですが。

バルク輸送については ISF 申告、本船積載計画、および CSM(コンテナ・ステータス・メッセージ)は必要ありません。

3. ブレイク・バルク貨物、特にチリ産の輸入品についての質問です。当社はブレイク・バルク船で輸入する果物を取り扱っていますが、いつも船倉が満杯です。そこで、積みきれない果物は船の都合“ship’s convenience”で積載され、デッキに括り付けられます。”(つまり輸入者はコンテナを予約していませんが、船会社がコンテナに果物を積載するということです。)コンテナ(ブレイク・バルク船に積まれている)の果物は、船積み 24 時間前の規定の対象外となるブレイク・バルク貨物と見なされますか。あるいは船積み 24 時間ルールに従うコンテナ積載貨物とみなされるのですか。

コンテナに入れられた貨物は、“ship’s convenience”であってもコンテナ積載の貨物なので ISF 申告が必要です。これは“ship’s convenience”で保管される貨物に関する 2002 年通商法に基づく CBP の 24 時間ルール(事前貨物申告要件)に一致します。下記のサイトを参照してください。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/trade_outreach/advance_info/vessel_faqs.ctt/vessel_faqs.doc

4. この新規則は、液体貨物(主に原油)の輸送および米国港への輸入、または米国の指定地域での沖合の揚荷(offshore unloading)にも適用されるものでしょうか。またはコンテナ積載貨物だけに適用されるのですか。

バルク貨物(ドライバルク/リキッドバルク)はルール制定の範囲外です。

CARNETS(カルネ)

1. カルネに基づくコンテナ輸入貨物が HTS 番号(関税分類番号)ではどう取り扱われるのでしょうか。カルネに基づく船積み貨物はカルネの一部である General List(総目録)に明記する必要がありますが、HTS 番号の適用は要求されていません。最終規則が最終的に実施されると、カルネ貨物は船積み前の分類を求められますか。

カルネ貨物は、6 桁の HTS 番号を含めて ISF 申告要件の適用から除外されません。ただし、CBP はカルネ貨物についての取引タイプのコード化を策定中です。

CLIENT REPRESENTATIVES (CBP) (クライアント担当官)

1. システムに障害が生じた場合 CBP のどこに連絡したらよいですか。

システムトラブルが生じた場合、申告者は CBP クライアント担当官に連絡してください(電話ー703-650-3500)。

CODED TRANSACTIONS

(コード化した取引)

A. Regular Shipments(定期貨物):

1. セキュリティ・ファイリングには複数の「タイプ」があると思いますが、どのタイプを利用したらいいのですか。

当該輸入通関のタイプによって異なります。最も一般的な取引タイプは、消費税申告 (consumption entry)を目的とする type 01 ですが、「指図式 (to order)」貨物はこのタイプに含まれません。

B. Informal Shipments(非公式貨物):

1. 日用品や携帯品の貨物の取り扱い方についてもっと詳しく説明してください。私は月に何百件もこういった貨物を扱っている代理店です。通常、これらの貨物は 1 本の B/L で同じコンテナに相積 (Co-load) されます。“荷受人番号”フィールドにクライアント情報を記載すれば、“輸入者記録番号”に自分の IRS 番号として記載してもかまいませんか。

日用品および携帯品は、取引タイプ・コードのタイプ“03”で申告できます。ご質問の場合、実際の荷受人すべてが ISF 申告の中で正しく識別される限り、代理人が ISF 輸入者となり、代理人自身の輸入者記録番号を記載することができます。

【例】

ISF Type (ISF 申告タイプ): “HHG/PE”	03
ISF Filer (ISF 申告者): ABC ブローカー コード	XXX
ISF Importer (ISF 輸入者): ABC ブローカー (代理人) IRS#	95-XXXXXXXXXX
ISF Bond Holder (ISF ボンド所有者): ABC ブローカー (代理人)	
Bill of Lading Numbers(s) (船荷証券番号):	SCAC / 船荷証券 (B/L) 番号

Consignee # for John Smith (John Smith の荷受人番号) SSN XXX-XX-XXXX
またはパスポート番号、発行国、
生年月日

Consignee # for Jane Smith (Jane Smith の荷受人番号) SSN YYY-YY-YYYY
またはパスポート番号、発行国、
生年月日

Consignee # for Jan Doe (Jan Doe の荷受人番号) SSN ZZ-ZZ-ZZZZ
またはパスポート番号、発行国、
生年月日

C. To Order Shipments (指図式 (To order) 貨物):

1. 洋上で売買される貨物をどう取り扱いますか。

輸送中に貨物を売買した場合、ISF 申告を更新する必要があります。少なくとも ISF 輸入者は CBP に商品が販売されたことを通知し、申告者はバイヤー (所有者) フィールドおよびその他わかる範囲でフィールドを更新する必要があります。ISF 輸入者は ISF 申告のタイミングと正確さについては引き続き責任を負います。

CONFIDENTIALITY (機密保持)

1. 新たに提出するデータは、キャリアの「マニフェスト (積荷目録)」の一部と見なされ、公文書となりますか。CBP には、ISF 情報の機密保持を要求するための様式がありますか。

ISF 情報はキャリアのマニフェスト (積荷目録) の一部とは見なされません。19CFR 103.31a によると、到着船舶貨物について電子システムで CBP に提出された輸入者セキュリティ・ファイリングの情報は、§ 103.12(d) に基づき開示の対象外です。ただし CBP が § 103.5 に基づき当該記録について特別な要請を受け、情報の所有者がその情報の公開を書面で合意すればこの限りではありません。 ([power of](#)

[attorney\(委任状\)のセクションも参照してください。](#)

2. 輸入者は船社のデータにアクセスすることができますか(CSMと本船積載計画書)。
[いいえ、できません。](#)

CONTACT INFORMATION (CBP)(窓口案内)

1. この新しいプロセスの中で、CBP は貿易関係者に対してどのようなサポートを行いますか。一般的な問合せを受ける電話番号は用意していますか。

[CBP は幅広いアウトリーチ活動や Web サイト\(CBP.gov\)への情報掲載を通じて、貿易関係者をサポートします。](#)

[また、ナショナル・アカウント・マネージャやクライアント担当官も貿易関係者をサポートします。新しい規則の適用全般については、Security_Filing_General@cbp.dhs.gov のメールボックスで CBP に問い合わせることができます。将来の取引に関しての特定の事情や状況に関する質問は、CBP 規制 Part 177 に基づき判断を仰ぐこととなります。](#)

CONTAINER STATUS MESSAGES (CSM)

コンテナ・ステータス・メッセージ(CSM)

1. 修理コンテナの行き先が最終的に米国行きであることをCBPはどのように把握するのですか。どの報告要件に対応すればよいのですか。修理にあたっては、予約時にコンテナを手配する場合に、CSM だけを申告すればよいのですか。

[コンテナが米国の港湾領域に入るかどうかの判断は船社が決定するところです。](#)

CRUISE VESSELS and ISF(旅客船とISF 申告)

1. 客船に積まれる非バルク貨物にも ISF 申告が必要ですか。

[積荷目録\(CBP Form 1302\)の申告を求められる客船は、当該貨物について ISF 申告が必要です。ただし、船舶の設備\(備品\)について ISF は申告不要です。](#)

2. 客船について、本船積載計画書を申告しなければなりませんか。

[コンテナを積載する場合は本船積載計画書を申告しなければなりません。](#)

DATA ELEMENTS (GENERAL)(データ項目(一般))

1. レポートデータ: 多くの取引を行う中で、あるデータ項目が、これとは別のデータ項目と同じになる場合があります。たとえば、「売り手(所有者)の名前と住所」は「製造者(サプライヤー)の名前と住所」と同じになるかもしれません。同様に、「買い手(所有者)の名前と住所」は「輸入者記録番号」と同じデータになるかもしれません。データ要素が同じ場合、同一情報を繰り返してもよいのですか。

はい。その情報が間違いなく同じであれば何度でも入力して、ISF入力項目を埋めることができます。

DATA ELEMENTS (SPECIFIC)(データ・エレメント(個別))

A. Importer of Record Number (輸入者記録番号):

1. 輸入者記録番号に CBP の割り当て番号を使用することができますか。

はい。輸入に伴う税の支払いや法規制の遵守に責任を有する事業者は米国歳入庁 (IRS) 番号、雇用主証明番号 (EIN)、社会保障番号 (SSN) または CBP 割り当て番号を記入しなければなりません。ただし、荷受人番号は、貨物の配送先である米国の個人または企業の IRS 番号、EIN、SSN または CBP 割り当て番号になります。

2. 米国の社会保障番号のない事業者が日用品を輸送する場合はどのような ID 番号を申告しますか。

この場合は、パスポート番号、パスポート発行国、生年月日で認められます。

3. 海外の事業者は「輸入者記録番号」の輸入者として認められますか。

はい。ただし、米国の事業者を荷受人番号の要素(項目)に記入する必要があります。

B. Consignee Number (荷受人番号):

1. 日用雑貨を扱う申告者で米国の社会保障番号のない場合は、どのような ID 番号が要求されますか。

この場合は、パスポート番号、パスポート発行国、生年月日で認められます。

2. ISF の 10 項目のデータ申告には荷受人番号が必要です。ISF 実施ガイドによれば統一通関の場合、EI-10 申告には Consignee (荷受人) ではなく Ultimate Consignee (最終荷受人) を記入するとなっています。Ultimate Consignee (最終荷受人) と Consignee (荷受人) は同じですか。

はい。この場合は、Ultimate Consignee(最終荷受人)と Consignee(荷受人)は同じです。

C. Ship To Party(配送先) :

1. 複数の場所でコンテナを開梱する場合(米国到着後に複数場所でコンテナの荷揚げする場合)、10+2ルールでは輸送先すべての場所を記載しなければなりません。ご存知のように、1つの会社でも複数の支店があります。つまり、IORを示すB/Lが1つで、そのIORの下に複数の支店があります。CBPには、配送先についてどちらを申告すればいいですか。最初の配送先ですか、それともすべての配送先ですか。

新しい 19 CFR 149.3(a)(6)によると、貨物が税関の管理からリリースされた後、最初の貨物の受け取り先の名称と住所を申告しなければならないとなっています。ISF 輸入者は 2 番目以降の配送先は申告しなくても構いませんが、申告しても問題ありません。

2. 所有企業の関連企業に運営される配送施設に搬入する場合、記入すべき“Ship to Party”(輸送先/販売先)はどちらを記入することになるのですか。

新しい 19 CFR 149.3(a)(6)に基づき、税関の管理から貨物がリリースされた後、最初の貨物の受け取り先の名称と住所を提示するする必要があります。その施設を単に所有する企業ではなく、物理的に貨物を受け取る企業を記入しなければなりません。

3. データ項目“ship-to name and address”(配送先の名称と住所)について説明してください。具体的な事例を示してもらえれば助かります。貨物が税関の管理からリリースされた後、実際に貨物を受け取る最初の配送先の名称と住所の提示を求められています。

次の場合どうなるか教えて下さい。

- a. FCL 貨物は陸揚げ港に到着前に通関します。通関後の貨物は税関の管理下にはないため、ターミナル/埠頭が配送先になるのですか。ISF 申告者はどのようにして船積み 24 時間前にこの情報を把握できるのですか。

この場合、ターミナルは税関の管理下から搬出後に実際の貨物を受け取る最初の配送先にはなりません。ISF 申告の時点では、実際に貨物を受け取る予定の事業者を記載します。

- b. FCL 貨物は鉄道で内陸保税蔵置場に保税輸送されます。インランドポートでの通関手続き後、コンテナは最終の荷受人に送られます。貨物が埠頭を離れた後に貨物を受け取るのが鉄道の場合は、配送先は鉄道になるのですか。あるいは通関手続き後最初に貨物を受け取る最終荷受人が配送先になりますか。

保税運送キャリアは配送先にはなりません。この場合、最終荷受人自体が配送先となります。

- c. FCL 貨物または LCL 貨物は、PTT で CFS 倉庫へ輸送され、その後配送のためトラックに積み替えられます。その貨物は CFS で通関手続きをします。この場合、配送先は CFS になりますか、あるいは最終荷受人となりますか。

貨物が税関の管理下からリリースされた後に実際に貨物が納入される最初の配送先を通知する必要があります。この場合 CBP には、実際に貨物を受け取る最終荷受人の住所を申告しなければなりません。

D. Manufacturer (Supplier) Name/Address (製造者(サプライヤー)の名称/住所):

1. 当社は、何千もの部品をコンテナで輸入しています。これらの部品の製造者は何百社にも及ぶと思いますが、関連会社が購入し、当社に販売されています。これらの部品は輸入前には入り混じっている場合があります。ISF を申告するにあたって、当社が部品を買っているのはこの関連会社なので、製造者(サプライヤー)としてはこの関連会社の情報を申告することでよいですか。それともすべての製造者をそれぞれ記載しなければなりませんか。

当該製品を供給するサプライヤーが ISF 輸入者とは別の法人であれば、その企業を記入することができます。両者が同じ事業者の場合は、当該製品の製造、組み立て、生産、育成を最終的に行った事業者、または ISF 輸入者に完成品を供給した事業者を記入しなければなりません。通常、CBP Form 3461 に書かれた製造者であれば ISF 要件を満たします。

2. 10+2 ISF 申告の際、製造者とサプライヤー両方の情報を送信する必要があるのか教えてください。あるいはサプライヤーのデータがあれば十分ですか。

当該商品を最終的に製造、組立て、生産、育成を行った事業者、または輸出国において完成品となった製品を供給する事業者の名称と住所を提供する必要があります。ただし、実際の製造者がわかっている場合はその情報を CBP に提出してください。

3. 製造者(サプライヤー)は米国企業でもかまいませんか。

最終的に製造、組立て、生産、栽培(または供給)を行った事業者が米国企業であれば、製造者(サプライヤー)は米国の企業になります。

E. Country of Origin (原産国):

1. ある製品の部品は、完成品製造を行う国とは別に国々で製造されている場合、どの国が原産国になるのですか。

通常、CBP Form 3461 に記載される輸入製品の原産国であれば ISF 要件を満たします。

2. 原産国データは、各 HTSUS 番号にリンクさせなければなりませんか、それとも部品番号ごとにデータを電子的に入力するだけでいいのでしょうか。

製造者(サプライヤー)、原産国、および貨物 HTSUS 番号は、品目別に互いにリンクさせる必要があります。このリンクは CBP Form 3461 の要件と同じです。インボイス、コンテナ、部品、B/L 単位ではなく ISF 貨物単位でのリンクが必要です。

F. Commodity HTS-6(米国における貨物の統計品目番号-6 桁) :

1. 品目別のリンク要件ですが、HTS(関税分類番号表)の 6 桁レベルですか、それとも製造者またはサプライヤーが作成するコマーシャルインボイスの SKU(最小在庫管理単位)レベルになるのですか。つまり、製造者またはサプライヤーから提供された SKU(最小在庫管理単位)レベルでは 100 種類になるのですが、HTS 番号では 5 種類になってしまいます。

100 種類の SKU(最小在庫管理単位)が、6 桁レベルで HTS 番号が 5 種類になってしまう場合、ISF 輸入者またはその代理人は 5 種類の HTS 番号を記入することで結構です。ただし、製造者(サプライヤー)、原産国、HTSUS 番号は互いに項目別にリンクさせる必要があります。このリンクは CBP Form 3461 の要件と同じです。品目の紐付けは、インボイスやコンテナや部品や B/L 単位ではなく ISF の貨物レベルで行います。

2. Parts(部品) - 部品の輸入者が、複数の製造者、原産国、HTSUS 番号を記載した何千もの部品をコンテナ輸送する場合、ISF 申告時に部品すべての HTSUS 番号を記入する必要がありますか。あるいはオートバイの部品やアクセサリ - の一般番号である 8714.190060 を記入することもよいですか。ISF 申告の際には船積みされる正確な部品名はわかりませんが、8714.190060 はオートバイの部品とアクセサリ - であると認識できる番号なので、これは認められますか。

HTSUS の品目分類基準となる税または統計上の報告番号は記入しなければなりません。HTSUS 番号を 6 桁レベルで記載してください。その時点で ISF 輸入者は、最初に入手した情報またはその都度入手する最善の情報に基づくデータを送信します。ただし、ISF 申告は、米国の港に到着する 24 時間前までに(またはもっとも近い米国港への到着時間が 24 時間を切る場合は、外国港で船積みをした時に)に正確な情報を入力した場合は、すみやかに更新しなければなりません。

3. FROB - FROB (米国港において積み下ろしされない貨物)に対しては何桁の HTS が必要ですか。

FROB の貨物 HTSUS 番号は 6 桁でなければなりません。ただし HTSUS 番号は 10 桁レベルで提出し

でもかまいません。

G. Container Stuffing Location(コンテナ詰め場所) :

1. コンテナ詰め場所(Container Stuffing Location)と混載業者(コンソリデータ/Stuffer)については(この2つのデータ・エレメントは到着24時間前にできるだけ早く申告することになっていますが)、柔軟に対応するのはフレキシブルな運用期間の1年だけですか。

コンテナ詰め場所とコンソリデータ・エレメント(項目)に関するタイミング(適時性)のフレキシビリティは、CBPが変更を決定するまでそのまま有効です。利害関係者は、暫定最終規則に基づいて、タイミングのフレキシビリティに関するコメントを提出できます。CBPがこれらのコメントを検討し、タイミングに関するフレキシビリティの変更を決定すれば規則を改正することになります。

2. 1つのコンテナ詰めを複数場所で行う場合、すべての場所をISF申告で入力することができますか。

はい、できます。2ヶ所以上でコンテナ詰め、および(または)2つ以上のコンテナが1本のB/Lの場合、B/Lに記載された商品のコンテナ詰め場所すべてを提示してください。

3. 暫定最終規則には、ブレーク・バルク貨物のコンテナ詰め場所は、商品の“Ship ready”(船積み準備)を行った事業体になると記載されています。ロールオン・ロールオフ式貨物船(ローロー船)の車両船積みの場合、この条件は多少あいまいです。“Ship ready”(船積み準備)とは、保護テープやサスペンション・ブロックの装着などの車両輸送の準備作業のことですか、あるいは船積みの実際の移動や車両の固定のことですか。

“Ship ready”とは、貨物の船積み準備作業(テーピング、バンド掛け、パッケージ詰め)を行う場所を意味します。工場、ターミナル、物流事業者の倉庫等の場所になります。

4. コンテナ詰め場所およびコンソリデータ(Stuffer)がどういうものか、海外の荷主に対する簡単な説明方法が必要です。前述の2つのデータ・エレメントがどういうものか、また荷主が情報を入手する方法について簡単に説明したものはありますか。また、何が利用できるかよくわかるようなISF申告のサンプルまたは雛形はありますか。

コンテナ詰め場所とは、商品をコンテナに詰め込む物理的な場所です。コンテナの中にある商品の場所ではありません。ブレーク・バルク船積みについては、“ship ready”(船積み準備)を実際に行う物理的な場所になります。コンソリデータ(Stuffer)とはコンテナ詰めまたはコンテナ詰めを手配する事業体です。ブレーク・バルク船積みの場合は、“ship ready”(船積み準備)を実際に行う事業体またはこれを手配する事業体になります。

5. 輸出貨物は Company AG が所有するドイツの施設でコンテナ積みされます。この施設の建物も商品もこの会社が所有しています。ただし、この施設は関連会社である Company AG Logistics Services が運営しています。この場合、ISF 申告上の「コンテナ詰め場所」は Company AG ですか、それとも Company AG Logistics Services ですか。

その施設の運営者の名称に加え、商品をコンテナ詰めする場所または輸送準備を完了した場所の住所を記入してください。

H. Consolidator (Stuffer) Name/Address (混載業者 (詰め込み業者) の名前と住所) :

1. コンテナ詰め場所 (Container Stuffing Location) と混載業者 (詰め込み業者) については (この 2 つのデータ・項目は到着 24 時間前までにできるだけ早く申告することになっていますが)、柔軟に対応するのはフレキシブルな運用期間の 1 年だけですか。

コンテナ詰め場所と混載業者 (詰め込み業者) の申告タイミングのフレキシビリティは CBP が変更を決定するまで有効です。CBP がタイミングに関するフレキシビリティの変更を決定すれば規則改正となります。

2. コンテナ詰め場所や混載業者が複数いる場合すべての混載業者を列挙する必要がありますか。例えば、NVOCC (外航利用運送事業者) が、ミルクラン方式で複数箇所を廻り、異なる事業者が各所でコンテナ詰めをする場合です。コンテナ詰めをした事業者全てを列挙する必要がありますか。それともコンテナ詰めをアレンジした事業者の名前を記入することでよいですか。

この場合、コンテナ詰めを手配した事業者の名前を記入してください。

3. 製造者が直接船積を行った“シッパーローデッド”コンテナの場合、混載業者 (詰込業者) は誰になるのですか。

製造者がコンテナ詰めした当事者またはコンテナ詰めを手配した当事者の場合、製造者が混載業者 (詰込業者) になります。

独自の ISF-5 データ・エレメント

I. F 外国の積み下ろし港:

1. “Foreign port of unloading” は外国の最終積み下ろし港の港湾コードと定義されています。その場所が港ではなく港湾コードがない場合はどのように申告すればいいのですか。

最終積み下ろし場所が港湾ではなく、関連の港湾コードがない場合は、最寄の Schedule K コードまた

は UNLo コードを提示してください。

ENFORCEMENT MEASURES (See also: [Flexible Enforcement Period](#))

強制措置(フレキシブルな運用期間を参照してください)

A. Do Not Load Messages (船積み禁止 (DNL) メッセージ) :

1. CBP は当初のフレキシブルな運用期間中に“DNL”(Do Not Load—船積み禁止)メッセージを発信しますか。

CBP は、潜在的なセキュリティおよび安全性リスクを軽減するために、DNL オプションの利用などの強制措置の権利を留保します。ただし、段階的なレビュー期間およびフレキシブルな運用期間中、CBP は新たな ISF 申告要件に沿わなかったからとして DNL を発信することはありません。したがって、単純な申告ミスはそれ自体で DNL 措置をとることはしません。

2. CBP が ISF 申告で DNL メッセージを発信する場合、船社は ISF または積荷目録に原因があるかどうかのようにして把握するのですか。

CBP は、船社に対してその DNL が ISF 申告に起因することを AMS で発信します。

B. Liquidated Damages (損害賠償額) :

1. 1 通の ISF 申告に複数の違反が発生することはありますか。

一通の ISF 申告に複数のエラーがある場合、制限時間の違反、データの不備、不正確さがある場合、CBP は ISF 申告 1 通につき 5 千ドルの損害賠償金を求めます。

2. 輸入者が ISF 申告をしない場合、CBP は 2009 年 1 月 26 日施行開始より損害賠償命令を出しますか。

いいえ、出しません。

3. 輸入者が不正確な ISF 申告を行った場合、CBP は 2009 年 1 月 26 日施行開始より損害賠償命令を出しますか。

いいえ、出しません。

EXEMPTIONS TO ISF REQUIREMENTS (ISF 要件の適用除外)

A. 24 Hour Manifest Rule Exemptions (for “exempt” Break Bulk)

(24 時間マニフェスト・ルールの免除(ブレイク・バルクの「免除」)):

1. 現行のルールでは、24 時間ルールのタイミング要件からバルク貨物および特定のブレイク・バルク貨物は免除されています。同様に新ルールでもこれらの商品が免除対象となるか教えてください。

バルク貨物は ISF 申告要件から免除されます。24 時間ルールの要件から外れたブレイク・バルク貨物も ISF 申告のタイミング要件から免除されます。24 時間ルールの要件から免除されるブレイク・バルク貨物の ISF 申告は、到着 24 時間前までに行わなければなりません。さらに、本船積載計画書および GSM はバルクおよびブレイク・バルク貨物には必要ありません。貨物内の物品は ISF 申告要件から除外されません。

B. General ISF Requirements (Exemptions) (ISF 一般要件(適用除外)):

1. ISO タンクコンテナは ISF 要件から除外されますか。

ISO タンクコンテナは他の空コンテナと同様の扱いになります。空コンテナの ISF 申告が必要かどうかは、2002 年通商法による事前積荷目録が必要かどうかによって変わります。荷主所有／リースまたは輸入者所有／リースの国際輸送手段(IIT)については、船社は他の商用輸送と同じ方法で事前電子貨物情報を送信する必要があります。船社の所有／リースの空コンテナは、AMS のインディケーターで空コンテナ表示されますので ISF 申告は必要ありません。この問題についての詳細は、2002 年通商法の Vessel FAQ に記載されています。下記を参照してください。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/trade_outreach/advance_info/vessel_faq.ctt/vessel_faq.doc#_Toc126395840

2. 「コンテナバルク貨物」輸送は免除対象となりますか。

いいえ。いったん貨物がコンテナに詰められるとバルク貨物とはみなされません。

19 CFR 4.7(b)(4)(i)を参照してください。

FLEXIBLE ENFORCEMENT PERIOD (フレキシブルな運用期間)

1. 柔軟な対応(対応の許容範囲)はフレキシブルな運用期間に限られますか。それとも CBP ではフレキシブルな運用期間が過ぎても、申告時の柔軟な対応を継続しますか。

製造者(サプライヤー)、配送先、原産国および HTSUS 番号の解釈に関する対応の許容範囲は、CBP が変更を決定しない限りそのまま有効です。CBP が変更を必要と判断すれば規則改正を行うことになり

ます。

2. CBP は、段階的なレビュー期間およびフレキシブルな運用期間の ISF 申告違反について損害賠償額を課すことはしません。これは船社についても同じですか。たとえば、ISF 申告、本船積載計画、コンテナステータスメッセージの順守に向けて猶予期間が設けられていますか。

新たな 19 CFR 4.7c(d) および 4.7d(f)に基づき、該当する全ての海運会社は、2010 年 1 月 26 日以降は本船積載計画とコンテナステータスメッセージ(CSM)要件を順守しなければなりません。また、19 CFR 149.2(g)に基づき、ISF 輸入者(該当する船社を含む)は 2010 年 1 月 26 日以降、輸入者セキュリティ・ファイリングの要件も順守しなければなりません。

3. フレキシブルな運用期間中、ISF 要件に従わないと CBP は DNL(do not load)メッセージを発信しますか。

いいえ。フレキシブルな運用期間中は DNL メッセージを発信することはありません。ただし、セキュリティおよび安全に関する潜在的なリスクを軽減するために CBP は DNL オプションの利用を含めた強制措置の権利を留保します。さらにフレキシブルな運用期間中における企業の本規則への取り組み状況は、フレキシブルな運用期間が過ぎた後の取締りを行う上で、緩和要因として取り扱います。

IDENTIFICATION NUMBERS (ID 番号)

A. General(全般) :

1. ISF 申告する事業者(購入者、販売者、その他)について広く認識され商業上認められる ID 番号の一覧を提示してもらえますか。暫定最終規則の中で、CBP が DUNS 番号(企業識別番号—Dun and Bradstreet Data Universal Numbering System)など商業上承認される ID を認めることが明記されています。他に認められる ID 番号はありますか。

CBP は、業界関係者が DUNS 番号など商業上広く認められる ID 番号を次の項目の名称と住所に代わるものとして提示することを認めています。

:販売者、購入者、製造者(サプライヤー)、配送先、コンテナ詰め場所、混載業者(詰込業者)、船腹予約者。

CBP は、荷受人の FIRMS コード(施設情報およびリソースマネジメントシステムコード)を必要に応じて認めています。CBP は貿易関係者と連携し、商業上広く認められる ID 番号の使用について引き続き検討していきます。

B. DUNS(企業識別番号ーダuns番号):

1. CBP は DUNS 番号にクエリー機能を付加する予定はありますか。

いいえ。

IMPLEMENTATION ISSUES(導入に関する問題)

A. Effective Date(発効日):

1. フレキシブルな運用期間は、2010 年 1 月 26 日に終了します。
CBP が CBP が ISF 違反の損害賠償額の賦課を開始するのは 2010 年 1 月 26 日までに米国の港湾領域に到着する貨物からですか、それとも、2010 年 1 月 26 日に海外で船積された貨物からですか。

新たな 19 CFR 149.2(g)に基づき、ISF 輸入者は 2010 年 1 月 26 日以降 ISF 要件を順守しなければなりません。したがって、CBP は、2010 年 1 月 26 日に提出が求められる ISF 申告について、適時性を欠き不備のある不正確な場合、損害賠償額を課すことがあります。たとえば、2010 年 1 月 27 日の午前 12 時 01 分に積まれる貨物は、2010 年 1 月 26 日午前 12 時 01 分までに ISF 申告を送信しなければなりません。

2. ボンドが必要となるのは 2009 年 1 月 26 日ですか、2010 年 1 月 26 日ですか。(Bonds(預託金)を参照してください)

段階的なレビュー4期間とフレキシブルな運用期間を設けているので、ボンドは 2010 年 1 月 26 日まで必要となりません。したがって、ボンドを取得しなくてもこの期間に ISF 申告を行うことができます。ただし、CBP は、2009 年 1 月 26 日に開始する ISF 申告においてボンド情報を受理することはできません。

INFORMAL SHIPMENTS (See also Coded Transactions)

非公式な船積み(コード化した取引を参照)

A. General(全般):

1. 非公式な船積みにも ISF 申告は必要ですか。

はい。非公式な船積みにも ISF 申告は必要です。

B. Military Shipments(軍用品の船積み) :

1. 米軍日用品の船積みには ISF 申告は必要ですか。

はい、必要です。

2. 米軍の日用品の船積みにも ISF 申告にボンドは必要ですか。

ISF 輸入者はボンドを支払わなければ(またはエーเจントのボンドを利用しなければ)なりません。

3. 米軍日用品については、運送会社を ISF 輸入者にしてもかまいませんか。

米軍日用品を含めた日用品と携帯品は、コード化された取引タイプ・コード“03”での申告が可能です。実際の荷受人すべてが適切に ISF 申告で判別できれば、代理人を自社の ISF 輸入者として輸入者記録番号として提供ことができます。

C. U.S. Goods Returned(返品される米国貨物) :

1. 返送される米国貨物は現在、ISF 申告の免除対象ですか。または将来、免除対象となりますか。

返送される米国貨物にも ISF 申告は必要です。

2. 返送される米国貨物も、HTSUS Chapter 98 類の番号または HTSUS 品目番号を申告しなければなりませんか。

返品される米国貨物については、HTSUS Chapter 98 類の番号および HTSUS 品目番号の両方が必要です。

3. 米国への返送貨物は、製造者(サプライヤー)が米国企業であってもかまいませんか。

最終的に製造、組立て、生産、育成(または供給)を行った事業者が米国企業であれば、製造者(サプライヤー)は米国企業でも構いません。

ISF FILINGS (ISF 申告)

A. General (全般):

1. 複数の船舶や海上輸送について一回のISF申告でもよいですか。

いいえ。

2. ISF 申告フォームの用紙はありますか。

いいえ、ISF 申告はすべて電子申告です。

3. 積荷目録に記載する数量は ISF 申告とは関連しないのですが、CBP は 1 つの B/L について複数の ISF 申告をどのように取り扱うのですか。

CBP は、同一 B/L でなくても 1 件の ISF 申告に対して固有の ID 番号を返します ([unique identification number](#) (単独の ID 番号) を参照してください)。

4. 同じ輸入者に対する同一船舶および海上輸送の B/L は、陸揚げ港または荷揚げ港が異なっても同一の ISF 申告として一本化することができますか。

1 通の ISF に対応する貨物、ISF 輸入者、海上輸送は全て一つに絞られます。ISF 申告は CBP Form 3461 登録と当然一致しますが、必ず一致しなければならないというわけではありません。ISF 申告は、船舶 AMS システムで「最小の」B/L レベルで記録されます。CBP は、ハウス B/L レベル、レギュラー B/L (シングル/ストレート) レベルのいずれかで ISF 申告を受理します。CBP は、マスター B/L についての ISF 申告は受理しません。また、[海上輸送で、船積輸入者が同じである限り](#)、1 通の ISF 申告で複数 B/L をカバーすることはできます。

5. 輸入者と船積みが同一であればに複数 B/L について ISF 申告 1 件で送信することができます。想定されるケースは下記の通りです。:

- 同一の輸入者に出荷される複数 B/L が 1 回の手続きで通関する
- 同一輸入者に出荷される複数 B/L が、複数の手続きを経て通関する

さて質問ですが、“shipment” (出荷) という用語は例 1 に示すような通関をさすのか、例 2 に示すよう

な通関をさすのか、いずれでしょうか。“shipment”の定義が例 2 となると、ISF と通関をどのように一括申告するのかわかりません。単純に通関手続きごとに、該当B/L ごとの ISF 申告をそれに添付するのですか。

船舶と航海番号が同一で輸送、輸入者記録番号が同じであれば、申告には次のような申告オプションがあります。

- B/L ごとに ISF 申告 1 件
- 複数 B/L を対象とする ISF 申告 1 件
- 「統一申告」の場合、B/L の数に関係なく通関手続きごとに ISF 申告 1 件

B. Self Filer(自己申告者) :

1. 当社は ABI システムを使った通関書類の申請を業者に委託しています。輸入者として、ACE システム経由で ISF-10 申告をする方法がありますか。CBPは輸入者が輸入者セキュリティ・ファイリングを自己申告できるよう、ACE のポータルサイトを開設する予定はありますか。

現時点において ACE 経由で ISF 申告を行うことはできません。ただし、CBP は ACE の開発に伴い、ISF 申告機能を追加することについて今後も検討していきます。

2. 当社はコンテナ 1 本を利用することはほとんどなく、少量のパレットやカートンを利用している小規模輸入者です。コンテナも使用せず貨物量が少ない場合も同じように報告しなければならないのですか。

ISF 申告は貨物の量に拘わらず申告しなければなりません。

C. Timing Requirements(適時性の要件) :

(Container Stuffing Location(コンテナ詰め場所)、および Consolidator Name/Address(コンソリデータの名前と住所を参照してください。)

1. 新規則に基づき、外国港で貨物が積載される 24 時間前までには、ISF 申請項目のいくつかは送信しなければなりません。貨物が初めにフィーダー船に積載される場合、これらの項目はフィーダー船に積む 24 時間前までに申告する必要がありますか。それとも米国向けの船舶に積載される 24 時間前までに申告するのでしょうか。また、FROB の場合、いつまでに ISF 申告をしなければなりませんか。

外国港で船舶に積載される 24 時間前までに申告する必要がある ISF 申告項目については、貨物が米国向け船舶に海外で船積みされる 24 時間前までに送信してください。同様に、FROB(米国通過貨物)についても、要求される項目を米国向け船舶に船積みする前に送信する必要があります。

D. ISF-5 Filings (ISF-5(追加 5 項目)申告):

1. IEと T&E の場合、新たな 5 項目を送信前にまたは送信の時点で保税番号を送信しなければならないのですか、それとも後から送信することはできますか。

いいえ、できません。保税番号は ISF 申告上、必要ありません。

2. FROB の ISF-5 申告はどの事業者が責任を負うのですか。また、IE と T&E 輸送の ISF-5 申告はどの事業者が責任を負うのでしょうか。

輸入者セキュリティ・ファイリングの申告を求められるのは、米国の港湾域内に貨物を入港させる契機を作った事業者です。この当事者となるのは、FROB の場合は船社であり、IE(immediate exportation)および T&E(transportation and exportation)、FTZ(foreign trade zone)の場合はそれぞれの文書の提出者です。IE または T&E の申告者は ISF データを船積み 24 時間前までに申告できなかったとしても、ISF を送信しなければなりません。²

E. ISF Territories of Coverage (Geographic)(ISF 申告の対象となる地理上の地域):

1. プエルトリコへの輸入(米国以外の地域からの海上輸送)は ISF / 10+2 を申告しなければなりませんか。

はい。プエルトリコは米国の税関地域の一部です。

F. ISF Areas of Coverage (Mode of Transport)(ISF 申告の対象範囲(輸送モード)):

1. 鉄道またはトラック輸送で米国に到着する貨物に ISF 申告は必要ですか。また、船が米国を離れる時点まで貨物が船舶に積載されない場合、ISF 申告をする必要がありますか。

ISF 申告は、米国に船舶で到着する予定の貨物にのみ要求されます。

ISF IMPORTER (ISF 輸入者)

A. General(全般):

1. ISF 申告をした時点で ISF 輸入者となりますが、貨物には責任を持ちたくない場合はどのようになりますか。

ISF 輸入者は ISF 申告項目に不備がなく、正確かつ指定時間内に申告することについて最終的な責任を負います。この責任は他の関係者に転嫁することはできません。

² 原文は分かりにくい表現であるため、米国CBPIに主旨を確認の上分かりやすく意訳した。(日本機械輸出組合脚注)

2. 輸入者が船積みの存在について知らない場合、ISF にどのように責任をとるのでしょうか。

米国の港湾域内に入港させる関係者は、ISF 申告義務がある当事者となります。この当事者になり得るのは、所有者、購入者、荷受人または代理人です。

3. 海外の事業者も ISF 輸入者になることができますか。

はい。ただし、荷受人の項目に米国の事業者を記入する必要があります。

B. Transit Cargo (FROB, IE, TE)(米国通過貨物(FROB、IE、TE)) :

1. NVOCC は、法的には要求されていませんが、ISF を申告できますか。

はい。NVOCC は、自ら(ISF 輸入者として)または他の事業者の代理人として ISF を申告できます。

2. VOC が FROB の ISF 輸入者の場合、VOC が T&E と I.E.貨物の ISF 申告を行わなければなりませんか。

いいえ、違います。IE と T&E 輸送の ISF 輸入者は、CBP に IE と T&E の文書を申告した事業者です。VOC が CBP に IE と T&E 書類を申告する場合は、VOC も ISF 輸入者となります。

3. 当社は定期船(オーシャン・ライナー)の I.T.(immediate transport—即時輸送)でインランドポートに輸送する貨物を取り扱っています。貨物がいったん I.T.配送(即時輸送)港に到着すると、I.T.を取り消し IE.または T&E 保税貨物として輸出します。この場合、消費税申告ではないので、ISF-5(5 項目)のみの申告でよいのでしょうか。

いいえ。I.T.(即時輸送)通関の場合は ISF-10 申告が必要です。また、T&E 通関には ISF-5 申告が必要です。

MESSAGING(通知メッセージ)

A. General(全般) :

1. 通関業者が ABI システムで ISF を CBP に申告送信し、申告者に返信があった場合、船社は船積み許可されたことをどのように知るのでしょう。船社は何らかのメッセージを受け取るのですか？

CBP は“affirmative load”（船積み許可）メッセージを発信することはありません。また、船社は特定の B/L に対して ISF 申告が行われたことを確認する必要はありません。しかし、貿易関係者の要請により CBP は、ISF 申告者および該当する船社の両者に対して、ISF 申告が B/L に合致し CBP に申告されたというステータス通知メッセージを送信します。

B. Accepted ISF Filings（受理される ISF 申告）:

1. ISF 輸入者は、ISF が積荷目録に一致した場合、ISF 固有の ID 番号を AMS の申告先 (notify party) に通知することができますか。

はい。ISF 輸入者はビジネス上の判断で固有の ID 番号を他の事業者と共有することができます。ただし、これは AMS システムの枠外で個別に行わなければなりません。

C. Unique Identification Number（固有の ID 番号）

1. CBP は ISF 申告が完了するとフィードバックを送信しますか。

はい。受理、条件付き受理、および理由コード付きの拒否など、これらに限定しないフィードバックメッセージを送信します。また、CBP は申告を受理した場合には固有の ID 番号を返します。

2. 固有の ID 番号は一連の通関手続の一部ですか。

いいえ。

3. CBP はマニフェストを統合して申告した ISF-5 について固有 ID 番号を返しますか。

現時点では返しません。

D. Accepted With Warning（警告付き受理）:

1. 警告メッセージを受け取った場合に、CBP には ISF 申告内容を訂正して提出しなければなりませんか。

警告メッセージを受け取った場合、CBP には訂正した ISF 申告内容の提出が必要です。ただし、フレキシブルな運用期間中にポンドは要求されないため、この期間中に ISF 内容の更新またはポンド番号の追加などを行う必要はありません。

E. Rejected ISF Filings（ISF 申告の受理拒否）

1. 当初の ISF 申告が受理拒否された場合には、修正申告すればよいのですか。または新規に申告しなければなりませんか。

ISF 申告の受理が拒否された場合は、新規に申告する必要があります。

2. 申告が受理拒否となった場合、ISF 申告の送信の意図があったことを「証明」するために、固有の取引番号を受け取れますか。

いいえ。拒否された当初の ISF 申告に固有の ID 番号は発行されません。

F. Status Advisory Messages (ステータス・アドバイス・メッセージ) :

1. B/L との一致(または不一致)を確認するステータス・アドバイス・メッセージが ISF 申告者に送信されます。同一 B/L に対して 2 つ申告がなされた場合、ステータス・アドバイス・メッセージはそれぞれの申告者にいくことになりますか。

それぞれの申告者に一致(または不一致)についてメッセージがいきます。

G. Duplicate Filings (重複申告) :

1. CBP は重複申告をどのように防止するのですか。すでに ISF 申告がされている場合、重複提出となることが確認できるような能はありますか。

CBP は、B/L 番号と輸入者記録番号を組み合わせ、単独の ISF 申告とします。これらの項目と同じ組み合わせで 2 つ目の申告を受け取ると、その申告は拒否されます。拒否理由もまた ISF 輸入者に返信されます。

H. ISF-5 Messaging (ISF-5 メッセージ) :

1. キャリアが 24 時間マニフェストデータと ISF-5 データを統一申告で送信した場合、ISF-5 の ISF 承認または固有の ID 番号(受付番号)は船社に送られてきますか。

いいえ。マニフェスト/ISF-5 の一括申告の場合は、固有の ID 番号は送られません。

MID NUMBERS ((製造者 ID) 番号)

1. 製造者(またはサプライヤー)の名前と住所の代わりに MID 番号を使用することができますか。

いいえ。CBP は、ISF 申告で記入する製造者(またはサプライヤー)の名前と住所の代わりに MID 番号を使用することを認めていません。ただし、製造者、輸入者、サプライヤーなどの事業者は、Dunn & Bradstreet に情報登録してフルネームと住所の代わりに DUNS 番号(企業識別番号)を使用することができます。

OUTREACH EFFORTS(アウトリーチ活動(啓蒙活動))

1. 新しいセキュリティ・ファイリングに関するアウトリーチ活動の情報はどこで見られますか。

地元で行われる公的アウトリーチ活動は CBP のホームページ www.cbp.gov をご覧ください。

POSTAL CODES(郵便番号)

1. フレキシブルな運用期間中、郵便番号がないと「警告付き受理」メッセージが送信されます。警告メッセージを受け取った ISF 申告は全部データを訂正した方がよいですか。

はい。

POWERS OF ATTORNEY(委任状)

1. CBP は ISF 申告のために「特別な」委任状(POA)を別途要求しますか。現在、通関業者は、通関業やフォワーダー業など輸入業務に関わる幅広い代理活動をカバーできるような一般的な POA(委任状)を使用しています。通関業者が使用している現行の POA を CBP は認めるべきだと思いますか。

CBP は新規に「特別な」POA を要求することはありません。委任状の妥当性はケースバイケースで判断されます。ただし、19 CFR 141.32 には権限が無制限の包括的委任状の例が記載されています。

RECORD KEEPING REQUIREMENTS(記録保管の要件)

1. ISF 申告に関する輸入者記録の要件にはどのようなものがありますか。

この新規制では、委任状の保存を除き具体的な記録保持要件を設けていません(19 CFR 149.5(C)参照)。ただし、ISF 申告当事者は、ISF 申告要件の遵守を証明できるよう必要な記録を保管しておくべきでしょう。また、19 U.S.C. § 1508 の一般的な記録保管要件が ISF 申告者に適用されることがあります。

RETURNED OR REFUSED SHIPMENTS(返送または受取拒否された海外向け貨物)

1. 米国で海外向けに船積みされたコンテナが、米国に戻って来るまで荷下ろしされない場合、ISF 申告要件はどのようになりますか。

米国で船積みされた海外向け貨物が米国に戻るまで荷下ろしされないのであれば、ISF 申告は必要ありません。

2. 米国から輸出後、海外で輸入を拒否され、その貨物が船社または海外税関の管理下にあった場合、この貨物に ISF 申告は必要ですか。

その貨物が外国港で米国向けの船舶に船積みされた場合は、ISF 申告を送信しなければなりません。

UNIFIED ISF-10 and ENTRY FILINGS (ISF-10 と通関申告の統一)

1. 統一申告が、ISF の下でどのように機能するのかわかりません。当社の船積みの多くは、揚荷港から通関港まで保税輸送です。統一申告をしようとしても、この情報はほとんど入手できないように思われます。こうした場合の統一申告について説明してください。また通関データをすべて送信する必要がありますか。

統一申告は保税運送の通関では利用できません。この場合、ISF 輸入者またはその代理人は個別に ISF 申告手続きを行う必要があります。

2. 統一申告について通関申告が拒否された場合、ISF 申告も自動的に拒否されるのですか。

通関申告が拒否されたという理由だけで ISF 申告が拒否されることはありません。

3. 一括通関の場合、税金の支払時期はいつになりますか。

通関(申告)はすべて、現行の法規制に従います。統一申告も同じです。

STRUCTURED REVIEW PERIOD(段階的なレビュー期間)

1. CBP は、ISF 申告の適時性や正確性について本システムから輸入者または代理人へのフィードバックを行いますか。

CBP は、ISF 申告者にフィードバックする「レポートカード」を作成するようなシステムを開発中です。

2. 輸入者が‘ルール遵守に向けて着実に進捗していること’をどのように CBP に示したらよいですか。

その状況をどう判断するか CBP はケースバイケースで総合的に判断します。

TRANSMISSION METHODS(送信手段)

(ABI(米国自動通関システム)、ACE(電子通関申告システム)、VESSEL STOW PLANS(本船積載計画書)を参照してください)

1. ISF 申告に関する情報はどのようにして CBP に送信するのですか。

ISF 申告は、AMS または ABI システムからでなければ申告できません。

VESSEL STOW PLANS(本船積載計画書)

A. Responsibility to File(申告義務):

1. ISF 輸入者は本船積載計画書またはコンテナステータスメッセージを送信しなければなりませんか。

いいえ、必要ありません。本船積載計画書またはコンテナステータスメッセージを送信しなければならないのは船社です。

B. Exemptions(適用除外):

1. バルク貨物およびブレイク・バルク貨物輸送専用の船舶は、本船積載計画書の提出要件を免除されますか。

はい。バルク貨物およびブレイク・バルク貨物輸送専用の船舶は本船積載計画書の提出要件を免除されます。

2. ローロー船(ロールオン・ロールオフ式貨物船)は本船積載計画書の提出要件から免除されますか。

はい。海外向けコンテナ貨物がなければ免除されます。

C. E-mail Address(電子メールアドレス):

1. 船社が本船積載計画書を送信する宛先の電子メールアドレスを教えてください。

船社またはその代理人が電子メールで本船積載計画書を送信する場合、テキスト添付の形で stowplan@cbp.dhs.gov 宛に送付してください。また、CBP システムは電子メール 1 件につき本船積載計画書 1 件しか受け付けませんのでご注意ください。

D. Formats (メールの書式) :

1. 本船積載計画書を Microsoft の Excel 形式で送信することはできますか。

いいえ。CBP は、UN/EDIFACT 準拠メッセージ BAPLIE による本船積載計画書 SMDG (smdg.org) を受理します。

E. Amendments (修正) :

1. これまで未報告のコンテナを除き、どのような変更や誤りであれば積載計画の修正を行う上で、認められるのか、申告の時期、頻度について教えてください。船社が、未報告のコンテナを積載していたことで、積載計画に誤りがあることがわかった場合は、直ちに修正しなければならないと理解しています。

本船積載計画書は、タイムリーかつ正確にすべてを記載する必要があります。ただし、CBP は今後緩和策を決める上での違反例を検討します。